

第10回 河南町協働のまちづくりを考える懇話会 議事録（要旨）

日時：平成25年6月26日（水）

18:05～19:55

場所：役場4階大会議室北

◆参加者

懇話会）浅岡保裕委員、笈俊彦委員、佐々木希絵委員、大門晶子委員、若生謙二座長
（50音順）
町） 森田総合政策部長、上野秘書企画課長、大喜多主事

◆意見交換

～テーマ1.『条例の理念・原則について』～

○これまでの懇話会における「まちづくり基本条例」に係る意見内容や府内先行自治体の事例を確認したうえで、条例の理念・原則について、意見交換を行った。

大門委員）理念については、条文の体裁を考えるのではなく、協働のまちづくりに対する住民の思いが込められているかを考えなければならない。

それと、理念や原則の条文に、まちづくりの担い手として議会・議員を盛り込むのであれば、先行自治体では「議会・議員の役割及び責務」を、すでに果たしている内容を規定しているだけなのに対して、町では、「議会・議員の役割及び責務」の内容は、先行自治体より踏み込んだ内容にしなければならない。

若生座長）そうすると、とくに議会・議員の情報発信については踏み込んだ内容にしなければならない。

笈委員） 先行自治体の事例を見ると、確かに、どの事例も議会・議員の役割及び責務は、抽象的かつ当たり前の内容に留まっている。

大門委員）情報共有の原則の担い手や協働の原則の対象として、議会・議員を加えることについて、議会・議員の見解を考慮しなくても構わないのか。

若生座長）懇話会は、住民の視点・希望に基づき意見を取りまとめるものなので、現時点では、議会・議員の見解をそこまで考慮しなくてもよい。条例化を将来目指すのであれば、手続き上、いずれ議会がフィルターとなるので、その時点で議会に判断してもらえばよい。

まちづくりにおける色々な課題に議会・議員の目線を向けてもらうためにも、情報共有や協働の担い手として、原則の中に議会・議員を加えるべきかと。

大門委員）それと、資料①に記載されている理念について、「参画の機会が保障された住

民が、主体となって行う」という表現がわかりにくい。

若生座長)「住民は参画の機会が保障される」という内容と、「住民が主体となって、まちづくりを行う」という2つの内容を1つに掛け合わせたのであろう。

大門委員) それならば、「住民は参画の機会が保障される」という内容と、「住民が主体となって、まちづくりを行う」という2つの内容に分ける方が平易で良い。

寛委員) 平易な内容・表現は必要だが、そのうえで、忘れてはならないキーワードは押さえておきたい。

若生座長) 資料①では4つの原則が例示されているが、原則について切り口はこれでよい。

大門委員) 4つの原則で内容としては過不足ないが、例示の「住民参画の原則」は、もっと平易な表現が必要だ。

若生座長) 内容の善し悪しだけでなく、住民にわかりやすい表現かという意見も出してほしい。

浅岡委員) 4つの原則については、言葉の若干の調整だけで良い。しかし、基本理念の条文については、条例全体の入り口となる部分なので、とくに難しい表現を用いると、住民の心に響かない。例えば「手を取り合ってまちづくりを進める」というように、もっと大らかな表現のほうが、住民の口コミで周知されやすいだろう。本に付いている帯のキャッチコピーのような理念としたい。

若生座長)「住み続けたいまち・河南町」といった分かりやすいフレーズは、河南町独自の要素となる。

大門委員) 例示に「情報共有の原則」があるということは、情報を相互発信するうえで、町は住民に情報発信に係る何らかの機能を期待しているのか。

事務局) 回覧板、ペーパーによる自主的な情報発信の積極化や、新たな情報端末の駆使。また、住民と行政の対話の場を設け、そこで積極的に発言していただくことなどを考えている。

若生座長) 情報発信の担い手に議会が加わるのは、住民の希望だ。

寛委員) 全国的に議会の発信する情報と住民が求める情報との間にはズレがある。それを埋めることは必要であり、そういったことを平易な表現で条例に規定してもらう必要がある。

大門委員) 理念については、何かキーワードを考えてみては。

佐々木委員) 例示の理念における「持続的に発展可能な地域社会」という表現もキーワードとするならば平易にできないか。例えば「持続的な地域社会」でもよいのでは。

大門委員) いっそ「住み続けたいまち」といった柔らかい表現にするのもありだ。

佐々木委員)「孫の世代まで住み続けたい」といった表現でもよい。

大門委員) 毎年開催されるかなんフェスでは「絆」ということばをモットーとしている

ので、絆を深めることも理念に含みたい。

佐々木委員)「絆」を強調しすぎると、戦前のように連帯のために、個人の自由が抑圧されかねないイメージが出てしまうのでは。

若生座長) 理念に含めたいキーワードとしては、ここまでの意見を総合すると、協働という言葉自体を「共につくる」というように平易にしていきたい。その結果、「共につくる河南町」、「住み続けたいまちづくり」、「手をつなぐ」といった表現が理念の最も骨格になるのだろう。

～テーマ2.『条例の総則について』～

○協働のまちづくりにおいて、住民・議会・行政が連携するうえでの情報の取り扱いのあり方、行政が住民に対してまちづくりにおける理解を得るための説明責任のあり方について意見交換を行った。

浅岡委員) 以前から主張しているが、住民側からも情報を発信するツールとして、タブレット端末が欲しい。進捗状況の報告、まちづくりに関する取り組み情報の発信や関連する会合の案内等の情報伝達のスピードが上がる。

寛委員) タブレット端末の導入については、徳島県上勝町の事例が有名だ

佐々木委員) 議事録による情報公開についても、単に議事を掲載するだけでなく、例えば、参加者の感想等を別記することで、説得力が増し、興味が掻き立てられる。

大門委員) 情報公開コーナーには膨大な情報があるが、その中で共有に必要な情報を選別し、メニュー化してもらう方が利用しやすくなる。そういった過程も情報共有の一環として、取り入れてほしい。

また、各団体間がまちづくりのために連携をとるには、各団体の現状について情報共有を図る必要がある。

若生座長) その場合、各団体の情報は、活動報告書や議事録といったものになる。

大門委員) 団体間の交流会も必要。

若生座長) 団体間の交流会は住民間の交流の表れでもある。ただし、開催には行政に音頭を取ってもらう方がよい。

大門委員) 個人情報の保護は大切だが、その一方で、まちづくりに関するネットワーク作りのための必要情報を得るうえで妨げとなることもある。

若生座長) 身近な例えであるが、個人情報保護の考え故に、大学内でも同窓会ネットワークが作りにくい現状がある。このように個人情報保護の考え方は、ネットワーク形成等を妨げる一面もあるが、それでもまちづくり基本条例には盛り込むべきなのであろう。

浅岡委員) 行政の説明責任については、まちづくりを総括する部署を新たなに設置したうえで、そこに担わせればよい。

説明内容として住民側が求める情報としては、助成金等の交付に関する情報や、まちづくりに関する会合を行う際の、会場として利用できる空き施設の管理情報等が必要では。

大門委員) そういった組織体制を目指すうえでも、説明責任の条文の規定が必要。

若生座長) 行政側が説明する情報と、住民側が説明を求める情報とのギャップを埋める意味でも説明責任の条文の規定は必要。

浅岡委員) 行政に説明を求めるにあたり、どこの部署の誰にいつまでに求めればよいのかが分からないので、そういった部分もまちづくりを進めるうえでは、住民に分かりやすくしてほしい。

～次回日程～

○事務局にて調整のうえ、後日各委員に連絡。場所は役場 4 階大会議室北。